

## グリーン購入法 LED照明器具抜粋

### 判断の基準

1. 投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。
  1. 固有エネルギー消費効率が表1に示された基準を満たすこと。
  2. 演色性は平均演色評価数 Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数 Raが70以上であること。
2. 投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。
  1. 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。
  2. 演色性は平均演色評価数 Raが70以上であること。
3. LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。
4. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

### 配慮事項

1. 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
2. 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
3. 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
4. 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
5. 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

**表1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準(投光器及び防犯灯を除く)**

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	120lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	85lm/W以上
電球色	

### 備考

1. 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光灯ランプ・LED の光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする(表2において同じ。)
2. 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器具」に含まれないものとする。
3. ダウンライトのうち、器具埋込寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を95lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を80lm/W以上とする。
4. 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130lm/W以上とする

**表2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準**

光源色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上
昼白色		
白色		
温白色	90lm/W以上	対象外
電球色		

## 備考

本項の判断の基準の対象とする「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光灯で使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)」に定める誘導灯は、LED照明器具には含まれないものとする。

本項のLED照明器具の「LED照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)及びJIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第2部: LEDモジュール及びLEDライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

本項のLED照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。

本項のLED照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束11,000lm以上のものをいう。

本項のLED照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。

本項のLED照明器具の「LEDモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法 - 第3部: 光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。

LED照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011(照明器具 - 第5部: 配光測定方法)に準ずるものとする。

「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。

調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

以上

伊東電機販売株式会社

伊東電機株式会社  
品質保証部



## 特定化学物質含有調査

ご依頼を頂きました防爆製品の特定化学物質の含有情報について以下の通り報告致します。

### 記

型式名	特定化学物質の含有情報※					
	Pb	Hg	Cd	Cr(VI)	PBB	PBDE
ERXLL1035-119	○	○	○	○	○	○
ERXLL1035-129	○	○	○	○	○	○
ERXLL1035-149	○	○	○	○	○	○
ERXLL1055-119	○	○	○	○	○	○
ERXLL1055-129	○	○	○	○	○	○
ERXLL1055-149	○	○	○	○	○	○
ERXLL1035-619	○	○	○	○	○	○
ERXLL1055-619	○	○	○	○	○	○
ERXLL1100-619	○	○	○	○	○	○
ERXLL1035-190-0	○	○	○	○	○	○
ERXLL1055-190-0	○	○	○	○	○	○
ERXLL1035-490-0	○	○	○	○	○	○
ERXLL1055-490-0	○	○	○	○	○	○

### ※備考

#### 1. 特定化学物質の含有情報について

- ・表中の“○”はJIS C 0950:2008 特定化学物質が基準値以下であることを示す。
- ・Pb：鉛（電子部品のガラス及び電子セラミック部品に含まれる鉛は除外項目に該当）
- ・Hg：水銀
- ・Cd：カドミウム
- ・Cr(VI)：六価クロム
- ・PBB：ポリブロモビフェニル
- ・PBDE：ポリブロモジフェニルエーテル

以上